

申請にあたっての注意事項

1. 自己負担限度額は申請された月の初日から適用されます。（※申請された月より前に遡っての適用はできません。）市民税非課税世帯で過去1年間に91日以上（市民税非課税の期間中）の入院がある方は、申請された日の翌月の初日から長期入院該当が適用されます。
2. 限度額適用認定証について、70歳以上の方で所得区分が「一般」および「現役並み所得者Ⅲ」に該当される方は申請不要です。
3. 本人確認書類等を撮影されるときは、余白をできる限りなくすよう撮影してください。画像データの本人確認書類等の記載事項が鮮明でない場合は、手続きできない場合があります。
4. 別世帯の方が申請される場合は、委任状をご用意の上、下記問合せ先までご連絡ください。
5. 紛失や住所変更などの再交付や、税申告が未申告の方は、オンライン申請ができません。下記問合せ先までご連絡ください。
6. 国民健康保険税に滞納がある方は申請することができません。
7. 直近2週間以内に、納期限の過ぎた国民健康保険税をQRコードもしくはモバイルレジで納付された方は、納付状況の確認が取れ次第、発行いたします。（※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）
8. 住民基本台帳の世帯主の住所または送付先指定をされている住所に郵送します。（※送付先指定は事前に別途申請が必要です。）

問合せ先

府中市 市民部 保険年金課 給付係

電 話：042-335-4044

メール：hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp